
通院・在宅精神療法 心理支援加算についてのご案内

2024 年度診療報酬改定により心理支援加算が新設されました。

7月より、対象となる場合には、順次算定予定です。

- 1 外傷体験を有し、心的外傷に起因する症状があり、精神科医により心理支援が必要と判断された方に対して
- 2 指示を受けた公認心理師による30分以上の心理支援が行われた場合、初回算定日の属する月から起算して、2年を限度として月2回に限り、加算されます。

現在臨床心理科のカウンセリングをご利用の方でも、自己負担額が変更となる場合があります。

・費用

「心理支援加算」として2年を限度として月2回に限り250点（2,500円）の加算。

自己負担額の例：医師の診察料に加えて

3割負担の場合：750円

2割負担の場合：500円

1割負担の場合：250円

生活保護の場合：なし

※自立支援医療費制度の対象となります。また、各都道府県の助成制度を利用している方は自己負担額がさらに減額される場合があります。

ご不明な点がございましたら、主治医または臨床心理科にお問い合わせください。

2024年6月 臨床心理科